

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社が企業活動を通じて、継続的に収益をあげ、企業価値を高めていくためには、その活動を統制する枠組みであるコーポレート・ガバナンス(企業統治)の体制の整備はなくてはならないものと考えています。

当社は、ステークホルダーの立場を尊重し、円滑な関係を構築していくことが、コーポレート・ガバナンスの基本的な目的であると考え、業務執行における迅速かつ的確な意思決定と、透明性の高い公正で効率的な経営を実現することに努めています。

そのために、経営の監督、監査を担う取締役会、監査役会が十分に機能し、同時に株主を含むステークホルダーに対して説明責任を果たすことが必要であると考えています。

当社は、監査役制度採用会社であり、取締役会ならびに監査役会を設置しており、主要な業務執行の決議、監督ならびに監査を行っています。コーポレート・ガバナンスの体制としては、指名委員会等設置会社や監査等委員会設置会社の形態も考えられますが、当社の沿革や規模を考慮し、取締役の構成員数を限定し、社外取締役および社外監査役を招聘することで、監査役・監査役会の機能の活用による経営監視体制の強化が実効的であると考えております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含めた取締役7名で構成され、毎月定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に関して審議し決議しています。

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、うち常勤監査役1名となっております。監査役は、監査役会で定めた監査計画に従い、各監査役は、取締役の業務執行に関する監査を行うとともに、原則毎回取締役会に出席することで、経営の透明性と客観性の確保に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

<補充原則4-1 : 取締役会の役割・責務(1)>

当社においては、インターネット広告事業およびメディア運営事業という不確実性の高い経営環境の中では、新規事業を創出し、毎期の目標達成に邁進して、着実な成長を実現することが、最重要であり、株主の期待に応えることである、という観点から、中期経営計画の開示はしておりません。

しかしながら、将来においては、メディア運営事業の事業基盤の確立や新規事業の黒字化あるいはM&Aの実施等により着実な成長路線に転換した場合には、中期経営計画に関する進捗状況や結果等につきましては、決算説明会や株主総会等で、説明を行ってまいります。

<原則4-11: 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件>

当社においては、取締役会は、各事業あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を実行している業務執行取締役と、高度な専門性を有し、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されております。また、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成するよう努めております。その結果、当社取締役会は、独立社外取締役2名を含む7名で構成され、さらに、監査役会には財務・会計に関する適切な知見を有している者2名を含む社外監査役3名で構成されております。今年度から、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図る所存です。

<補充原則4-11 : 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件関連>

当社においては、取締役会全体としての実効性に関する評価・分析は実施していないため、開示すべき内容はありません。なお、さらなる経営機能強化のため、第23期事業年度中に取締役会全体の実効性に関する分析・評価を実施する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4: 政策保有株式>

当社においては、政策保有株式(いわゆる純投資以外の保有株式)については、当社の経営にとって、保有先との事業上の関係や当社との協業に関連があり、必要かつ合理的である場合を除き、これを保有しない方針です。また、当社では、取締役会で、少なくとも半期毎に、個別の政策保有株式について、保有先企業の経営者に経営資料の提出を求め、ヒアリング内容を共有し、保有目的の適切性や保有の便益やリスクを精査し保有の適否を検証しております。

<原則1-7: 関連当事者間の取引>

当社においては、取締役会規程により、取締役の競業取引および利益相反取引については、取締役会の決議事項ならびに報告事項と規定しております。また、当社が当社の役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、一般の取引と同様の適正条件で行うことを基本方針としております。

<補充原則2-4 : 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保>

当社グループにおいては、グループの人員構成は、多様な職歴をもつ中途採用者が8割を占めており、中核人材の登用においては、期待する役割に応じた能力と実績により判断するものとし、性別、年齢、国籍にとらわれることはありません。それぞれが最大限の力を発揮できる職場環境づくりと、ワークライフバランスの実現に努めています。また、当社グループの女性比率は45%を、外国人比率は13%を超えており、今後、管理職への登用も増えてくることが予想されます(目標10%)。今後とも創造性と多様性の確保に向けて、常に働きやすい人事施策に取り組み、適宜状況を開示してまいります。

(管理職登用率:中途採用者82%,外国人ならびに女性のグループ役員登用者各2名)

<原則2-6:企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社においては、企業年金制度を導入しておりません。

今後、企業年金制度を導入する場合には、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理できるよう配慮してまいります。

<原則3-1:情報開示の充実>

当社においては、以下のとおり開示しております。

- (i) 経営理念、経営方針、MISSION STATEMENTおよびVISIONなどを有価証券報告書や当社ホームページ等にて開示しています。
- (ii) コーポレート・ガバナンスに対する当社の基本的な考え方と基本方針は、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。また、当社ホームページにも開示しております。
- (iii) 役員報酬等の決定に関する方針については、取締役会で決議し、有価証券報告書にて開示しています。
- (iv) 当社は、経営陣幹部の選解任と取締役候補の選任については、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、社外取締役については東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準とともに、当社の属するインターネットに関する知見等も勘案し、取締役会において決定しております。また、監査役候補の選任を行うに当たっては、役割に応じた必要な能力、経験、人柄等を検討し、監査役会の同意を得て、取締役会において決定しております。
- (v) 取締役候補者や監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

<補充原則3-1 :情報開示の充実関連>

当社においては、経営方針にサステナビリティの考え方を表しております。

「価値の創造」「相互信頼」「長期的展望」「社員の成長」「社会的信用」

なお、自然災害や事業上の機会とリスクに対応するため、当社グループにおいては、インターネットを軸としていることから、拠点を分散し、システムの冗長化、従業員がオフィス外においても仕事ができる環境の整備などに取り組んでおります。

また、人的資本への投資については、入社時の研修に加えて、階層ごとに研修を実施し、能力開発に努め、ビジネスマインドやビジネススキルを自主的に学べる場を提供しております。知的財産への投資については、特許や商標等の出願維持費用やソフトウェア資産(無形固定資産)の取得やRPAの導入などとともに、毎年一定水準額の投資を行い中長期的な競争力及び付加価値の向上を図っております。

<補充原則4-1 :取締役会の役割・責務(1)関連>

当社においては、経営の意思決定・監督機関としての取締役会、その意思決定に基づく業務執行の全般的統制を図る経営会議を設けており、その概要については、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書において開示しています。

取締役会は、経営の基本方針ならびに法令・定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容及び範囲は「取締役会規程」に規定しています。

上記以外の意思決定及び業務執行については、「稟議規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等により、代表取締役社長、掌管取締役、各担当部署の長の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、承認等に関する権限を明確に定めています。

<原則4-9:独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社においては、会社法および東京証券取引所が定める独立役員の基準をもとに、上場企業にて重要な役職を歴任し企業経営に精通した経験者および豊富な知識・経験を有する専門家等を独立社外取締役に選定しております。当社の独立性判断基準は、当社の事業規模、今後の事業展開方針を踏まえ、東京証券取引所の定めに基づき、その内容については有価証券報告書および株主総会招集通知にて開示しております。

<補充原則4-10 :任意の仕組みの活用関連>

当社においては、監査役設置会社であり、独立社外取締役2名となっており、取締役会構成員の過半数に達しておりませんが、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻りに意見交換や提言を行っており、独立社外取締役としての責務を十分に果たしていると考えております。

また、独立社外取締役2名は、任意の諮問委員会である報酬委員会の委員であり、特別委員会の委員でもあり、いずれの委員会においても適切な関与・助言を行っております。

<補充原則4-11 :取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件関連>

当社においては、取締役候補者の透明性や客観性を高めるため、取締役会で選定しております。

また、業務執行取締役および社外取締役は、企業経営、業界経験、グローバル、テクノロジー、事業戦略・マーケティング、財務会計および法務・人事・リスクマネジメントなどの幅広い分野での豊富な経験や専門知識、識見に基づき適宜必要な発言を述べるなど、各人の役割・責任を果たすことにより、取締役会全体の最適化を図っております。

なお、2021年12月24日開催の定時株主総会における取締役候補者のスキル・マトリックスについては、第22回株主総会招集ご通知12頁に記載しております。

<補充原則4-11 :取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件関連>

当社においては、前年度における取締役および監査役の取締役会、監査役会及び報酬委員会への出席状況及び活動状況は、事業報告及び株主総会参考書類にて開示しているとおり、取締役および監査役全員が高い出席率を確保し、活発な議論を実施しています。

また、当社では、取締役候補者を検討する過程において他会社役員兼任状況が合理的な範囲にとどまるかどうかについても確認することとしており、取締役の主要な兼任状況については事業報告において毎年開示しています。

<補充原則4-14 :取締役・監査役トレーニング関連>

当社取締役および監査役に就任する際には、外部研修機関において、事業戦略・財務・組織・リーダーシップ等をトレーニングする機会を設け、会社経営上の意思決定に必要な知識の取得や業務遂行に求められるマネジメント能力の向上を図っております。また、就任後も外部セミナー等に参加する機会を設け、時勢に応じた新しい知識の習得および研鑽に努めております。

<原則5-1:株主との建設的な対話に関する方針>

当社においては、取締役経営管理管掌をIR担当取締役として選任し、経営企画室をIRの問い合わせ窓口としています。機関投資家に対しては、決算説明会を開催するとともに、株主や投資家の要望に応じて可能な限り面談を実施し、株主との建設的な対話を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
河端 伸一郎	2,933,200	43.27
河端 隼平	520,000	7.67
藤田 由里子	520,000	7.67
MSCO CUSTOMER SECURITIES	392,200	5.79
河端 雄樹	288,000	4.25
会田 研二	278,500	4.11
河端 繁	232,000	3.42
原田 茂行	196,200	2.89
インタースペース社員持株会	95,100	1.40
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	89,200	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無

河端伸一郎

親会社の有無

なし

補足説明

1. 大株主の状況は、2021年9月末日現在の状況です。
2. 上記のほか当社所有の自己株式187,743株(2.69%)があります。
3. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入して記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

現在、支配株主との取引等はありません。

万一、当社が支配株主との取引等を行う際は、一般の取引と同様の適正条件で行うことを基本方針としております。したがって、取締役会および監査役会による監督・監査の下、取締役会規程に基づき取締役会において決議を行い、当社および少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は、親会社や上場子会社を有していません。よって、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三原 崇功	弁護士													
田島 聡一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三原 崇功			三原崇功氏は、過去に社外役員になること以外で会社経営に関与したことはありませんが、2005年3月に当社の社外取締役就任以来、弁護士としての知見と経験を活かし、経営に対する助言と監督を適切に果たしていただいております。今後においても、その職務を適切に遂行いただくと判断し、引き続き社外取締役として選任しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある項目に該当していないことから、当社の独立役員に指定しております。

田島 聡一		田島聡一氏は、インターネット・ウェブ業界に精通しており、事業投資に関する豊富な経験と経営者としての見識を活かし、取締役会ではビジネスモデルや海外の動向など様々な視点から活発に発言され、議論を深めることに貢献しております。今後においても、その職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある項目に該当していないことから、当社の独立役員に指定しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

2021年6月から報酬委員会を設置しています。報酬委員会は、独立社外取締役である三原 崇功氏および田島 聡一氏ならびに社内取締役である河端伸一郎氏および岩淵桂太氏の4名で構成されており、委員長は弁護士でもある三原 崇功氏が務めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門の連携、手続きの状況
 内部監査グループは、関係部門の協力を得て、国内外の事業拠点および関係会社を対象に定期的に監査を行い、内部統制の有効性を評価し、リスク管理の強化、不正・誤謬の防止に努めております。
 監査役は、自らの監査所見を通じて内部監査グループに助言や提言を行っております。内部監査グループの監査結果は、社長ならびに監査役に報告されるほか、監査役は内部監査グループから詳細な情報提供を受けるなど密接な連携が保たれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
富田 実	税理士													
石久保 善之	公認会計士													
吉富 純一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
富田 実			富田実氏は、2005年3月に当社社外監査役に就任して以来、税理士として知見と経験を反映しながら監査を果たしていただいております。今後においても、その職務を適切に遂行いただくと判断し、引き続き社外監査役として選任しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある項目に該当していないことから、当社の独立役員に指定しております。
石久保 善之			石久保善之氏は、公認会計士として、豊富な経験および専門の見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外監査役として選任しております。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある項目に該当していないことから、当社の独立役員に指定しております。
吉富 純一			吉富 純一氏は、2021年12月に当社の社外監査役に就任いたしました。また、同氏は、「上場管理等に関するガイドライン 5.(3)の2」に示される事項に該当せず、一般株主との利益相反が生ずるおそれのある項目に該当していないことから、当社の独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役2名ならびに社外監査役3名を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

- (1) 当社の取締役に対し、企業価値向上を目的として、費用計上しないストックオプションを付与しております。
(2) 第23期事業年度においては、業績連動報酬として、業績連動賞与を導入しております。当該業績連動報酬は、業務執行取締役を対象として、通期連結営業利益6億円を110%以上達成することを条件としています。業績連動報酬の支給額は、金10,000千円から60,000千円までの範囲で、配当性向および内部留保額を勘案のうえ、報酬委員会によって算定される各取締役の達成貢献度に応じた金額を支給するものとしています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の取締役6名および従業員7名に対し、企業価値向上を目的として、費用計上しないストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役の報酬等の額は、総額と内訳を事業報告および有価証券報告書に記載し、公衆の縦覧に供しています。

第21期(2020年10月1日から2021年9月30日まで)事業年度の支払額は、次のとおりです。

取締役(うち社外取締役)7名(2名)86百万円(8百万円)

監査役(うち社外監査役)3名(3名)12百万円(12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の個人別の報酬の決定に係る手続

(1) 報酬委員会の設置および運営

当社は、取締役個人別の報酬額の決定プロセスに係る透明性を確保するため、社外取締役が半数を占める報酬委員会を設置し、この委員長には社外取締役を選定しております。報酬委員会の人員や構成については別途定め、これを適切な方法で開示できる体制にするものとします。

報酬委員会においては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、各取締役の役位、実績等を踏まえて、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の割合や導入時期等を考慮し、取締役個別の報酬額原案を策定します。

(2) 取締役の報酬の決定

取締役会は、報酬委員会の取締役個別の報酬額原案に関する審議を経て、代表取締役社長に再一任し、代表取締役社長は、報酬委員会の取締役個別の報酬額原案を最大限に尊重し、最終的な決定を行います。この決定には、報酬委員会の審議内容が十分に反映されております。

なお、取締役報酬の最終決定権限を委任した理由は、現段階においては、当社および当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責に見合った報酬額を総合的に勘案し決するのは、代表取締役社長による決定が最も適すると判断したためです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、財務経理部、総務・法務部、経営企画室が、社外取締役および社外監査役をサポートしており、適宜連絡をとり、取締役会関係資料および関連稟議書などの配布やその他調整を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会

取締役会は、取締役7名により構成され、常勤の取締役が5名、非常勤の社外取締役が2名となっております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議の議論を踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。

2. 経営会議

当社では、原則月2回の割合で、常勤取締役、常勤監査役および執行役員が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、各事業の進捗状況の確認、リスクの認識や対策の検討ならびに業務に関する重要な意思決定にかかる認識の確認を行っております。また、各部署からの報告に基づいて情報を共有しつつ十分な議論を行い、事業活動に反映させております。

3. 執行役員制度

当社では権限委譲による意思決定の迅速化を図り、経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会で決定した事項に基づき、与えられた範囲内で担当業務の意思決定および業務執行を行っております。

4. 監査役会

監査役会は、監査役3名により構成され、全員が社外監査役で、うち1名が常勤監査役であります。監査役は、取締役会に出席して、取締役の職務執行の適法性と適正性を監査し、また必要に応じて、重要書類の閲覧、意思決定の適正性の検討および会計処理の適正性等を監査しております。監査役は、いつでも当社の取締役・従業員に対して報告を求め、当社の業績や財産の状況を調査することができる体制となっております。また、内部監査グループおよび会計監査人と定期的に情報交換を行うなど、監査役機能の強化に取り組んでおります。

5. 内部監査

当社は内部監査グループ(兼務)を設置しております。内部監査グループは、当社およびグループ会社の内部管理体制および業務の執行状況を評価し、業務の改善に向けた具体的な助言や勧告を行っております。監査結果は社長に報告され、重要な事項は監査役にも報告されます。また、内部監査グループは、定期的に監査役および会計監査人と情報交換を行い、相互の連携を強化しております。

6. 会計監査人

会計監査については、PwCあらた有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであり、また、当社の監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、会計士試験合格者8名、その他7名であります。

指定有限責任社員 業務執行社員 宗雪賢二

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴木直幸

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社を採用しております。その理由は、取締役会とは独立した機関による監査体制が、当社の経営監視・監査体制に有効に機能すると思われるからです。また、監査役会が内部監査グループおよび会計監査人と相互に連携することにより、取締役の業務執行に対する監督機能を一層強化するものと考えております。これに加え、弁護士およびインターネット業界に精通する社外取締役を選任することにより、経営の透明性あるいは客観性の確保につながり、経営の意思決定および管理監督を有効かつ十分に機能させるための体制を構築できるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第21期事業年度にかかる定時株主総会については、招集通知の発送を2日程度早めて発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第21期事業年度にかかる定時株主総会においては、12月開催の総会日は集中日であったものの、開始時間を午後3時に設定し、集中時間を避けて開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	信託銀行のスマート行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、株主数が大幅に増加した場合は検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を作成し、当社ウェブサイトのIR情報ページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適時開示基準ならびにPR基準を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年定時株主総会後において、事業説明会を実施しており、出席株主のさまざまなご意見をいただいております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しております。また、個別に機関投資家向けのミーティングを行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	個別に機関投資家向けのミーティングを行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報ページを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料および適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室に担当者1名を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社においては、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、その行動規範となる経営方針において、以下の5つの原則を定め、事業活動を推進してまいります。 経営方針 価値の創造 新しい価値を創造し、社会の発展に寄与します。 相互信頼 互いに認め合い、ともに発展を目指します。 長期的展望 短期的視点のみに偏らず、長期的に成長ができる企業を目指します。 社員の成長 社員と共に成長し、幸せになれる企業を目指します。 社会的信用 法令を遵守し、社会の皆様へ信頼される誠実な企業であり続けます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	[補充原則2-3] 当社においては、環境問題への配慮、労働環境への配慮、公正・適正な取引や自然災害等への危機管理などサステナビリティを巡る課題への対応については、経営戦略に大きく影響を与えるものと捉えており、次の施策を実施しており、今後においても更なる改善を図ってまいります。 ・環境負荷の低減(ペーパーレス化の推進、使用電力量の管理) ・グリーン購買の推進 ・フェアトレードの推進 ・社員を尊重した労働環境(ワークライフバランス、テレワークの推進など) ・「LGBT+ガイドブック」の整備・周知 ・医療福祉団体への継続支援 ・外国人や女性が活躍できる人材制度
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社では、金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所が定める適時開示に関する規則を遵守するとともに、株主・投資家の皆様に対し会社情報を適時かつ適切に公表し企業の社会的責任を果たすよう「インサイダー取引防止規程」に基づき行動しており、ステークホルダーの皆様が、重要な会社情報について適時かつ適切に入手できるよう努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、2015年5月1日付の会社法および会社法施行規則の一部改正に伴い、2015年5月12日開催の取締役会にて内容を一部改定いたしました。

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)を整備します。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、行動指針を定め、法令および定款等の遵守が企業活動の基盤であることを認識し、当社の代表取締役社長が経営理念および経営方針の精神を繰り返し周知させることによって、コンプライアンス意識の醸成と維持および体制の確立に努めます。
 - (2) 当社の代表取締役社長は、内部監査を直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会および監査役会へ報告するものとします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 当社の文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録および稟議書等の取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存・管理します。
 - (2) 取締役および監査役は、これらの文書等を、いつでも閲覧できるものとします。
3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社および当社グループ各社は、リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築します。また、リスクが現実化した場合には、最小化するための措置を講じます。
 - (2) 当社の代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全社的に統括し、リスク別に責任部署を定め、継続的に監視するものとします。
- (3) 内部監査では、当社グループのリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を当社取締役会に報告します。
4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社は、定時取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、迅速に重要事項の意思決定を行える体制を整備します。また、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保します。
 - (2) 取締役会は経営計画を達成するため、年度目標および予算を策定し、効率的な経営資源の配分を行います。
 - (3) 取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、常勤取締役および常勤監査役に事業責任者を含めた経営会議を開催し、経営計画達成のための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じます。
 - (4) 当社は、経営企画室および財務経理部を通じて定期的にグループ会社の業績・経営状況についての報告を受け、その進捗状況の把握に努めるものとします。
5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の経営企画室は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。
 - (2) 当社の内部監査担当は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保等当該使用人に関する事項
 - (1) 内部監査担当者は、監査役からの求めがあった場合は、監査役の補助業務を行うものとします。
 - (2) 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役の意見を尊重し、監査役を補助する従業員を置くものとします。
 - (3) 監査役を補助する従業員は、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該業務において取締役全員からの指揮命令は受けないう、独立して業務を行うことを確保されるものとします。
 - (4) 監査役を補助する従業員の人事評価および人事考課について、監査役の同意を得た上で決定されるものとします。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および従業員は、次に定める事項を監査役に報告します。

 - (1) 当社およびグループ会社の取締役および従業員は、次に定める事項を監査役に報告します。
 - 当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 法令・定款違反に関する事項
 - 「社員目安箱」（公益通報窓口）への通報状況およびその内容
 - その他コンプライアンス上重要な事項
 - (2) 当社は、当社およびグループ会社の取締役および従業員が監査役に報告を行なったことを理由として不利な取り扱いを行わないものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除を社会的責任の観点から必要かつ重要であると認識し、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、不当要求は拒絶することを基本方針としております。
- (2) 整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断をコンプライアンス態勢整備の重要課題として捉え、これを「内部統制システムの基本方針」として公表しているほか、定期的に反社会的勢力との取引を行っていないことをチェックしております。また、当社の「企業倫理・コンプライアンス管理規程」に基づき、自らが違法行為や反社会的行為に関わらないよう常に良識ある行動に努めるとともに、従業員に対しては反社会的勢力には毅然とした態度で接し、これと一切関係を持たない旨を規定し、周知しております。社外専門機関との連携状況につきましては、顧問弁護士の活用のほか、必要に応じて所轄警察署と緊密な関係の構築を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

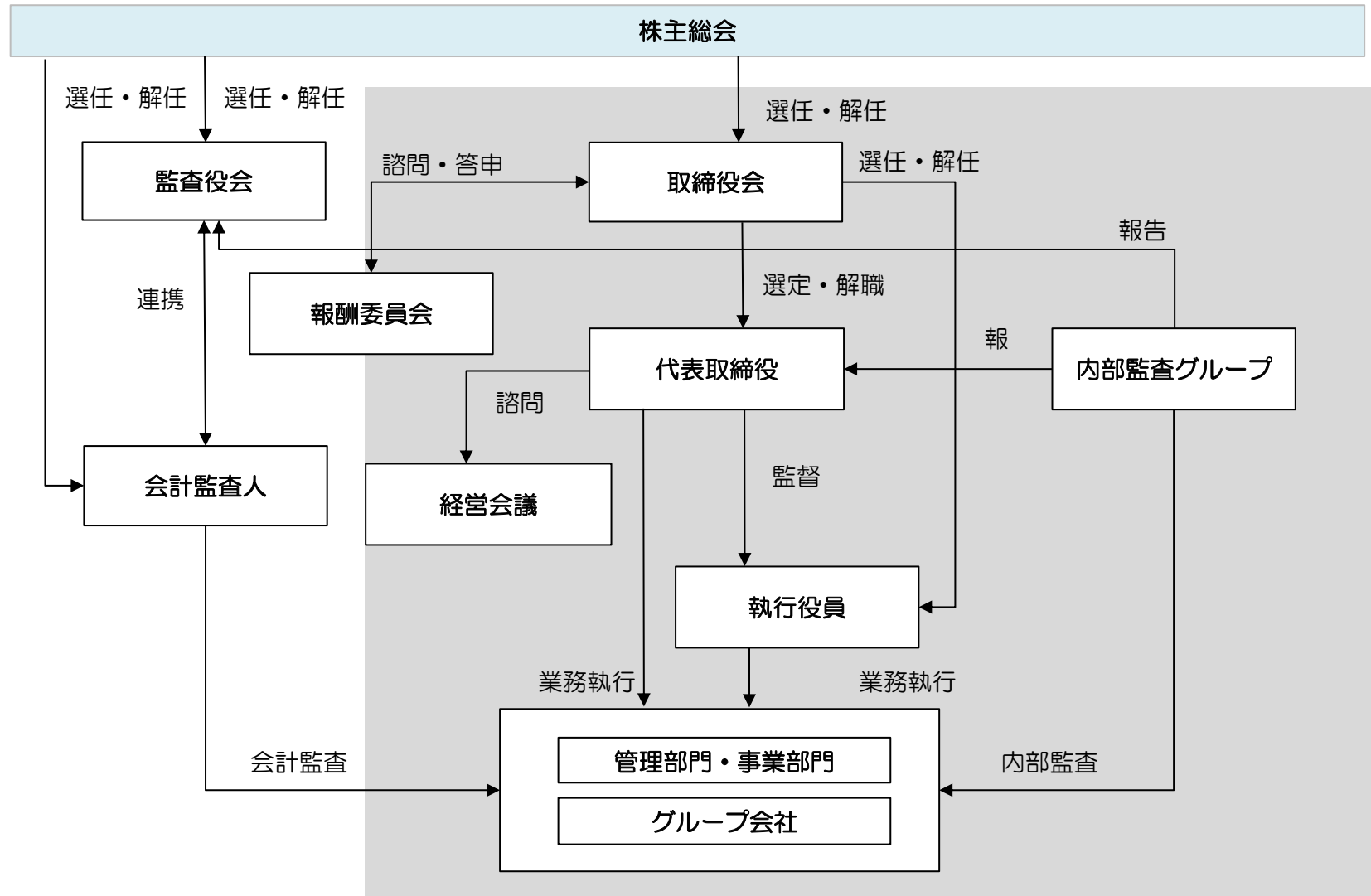
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<模式図>



適時開示体制の概要

